

## 自治基本条例 用語の説明

### 財政自治

受益と負担の関係を明確にした上で、市が自らの権限と責任で財源を確保し、真に必要なとされる行政サービスを自主的かつ効率的に選択していくことをいいます。

### 子どもの権利

「児童の権利に関する条約」通称「こどもの権利条約」は、1989年(平成元年)に国連総会で採択され、日本は1994年(平成6年)4月に批准し、世界で158番目の締結国となっています。

この条約の理念や原則の具現化を図るため、全国で50ほどの自治体が「子どもの権利条例」を制定しています。

### 住民投票

憲法では、住民投票の制度が規定されており、ある特定の自治体に適用されるような法律を作る場合には、その住民の過半数の賛成を得なければ法律を制定できないという制度です。

地方自治法においても、議会の解散や議員、首長の解職請求について住民投票が規定されています。

また、地方自治法には、条例制定の直接請求についても規定されています。

一般的に、住民投票制度については、住民の意思を確認する必要がある場合、議員若しくは首長の提案又は住民の直接請求により、その都度、議会の議決を得て制定される「非常設型(個別設置型)」と、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法などを条例化し、すべての住民投票案件に共通する制度を設けておく「常設型」の2種類があります。

### 持続可能な社会

次世代のニーズを満たす能力を損なうことがないような形で、現在のニーズも満足させるような社会をいいます。

平成19年6月に閣議決定した「21世紀環境立国戦略」においては、地球規模での環境問題の深刻化を「人類が直面する最大の試練」として、社会経済活動を地球規模で持続可能なものへと築き直すに当たって、次の3つの社会の実現を求めて

います。

- ・ 低炭素社会 現在に加え将来においても環境への負荷が環境保全上の支障を生じさせることのないように、環境への負荷が環境の容量を超えないものであること
- ・ 循環型社会 新たに採取する天然資源と自然界へ排出されるものを最小化し、資源の循環的な利用が確保されること
- ・ 自然共生社会 健全な生態系が維持、回復され、自然と人間との共生が確保されること

## 行政評価

効率的で効果的な市政運営を図るためには、「計画・実施・評価・改善」の流れ、いわゆるPDCAサイクルで事業を行い、これを繰り返していく必要があります。

「行政評価」とは、行政活動を一定の基準・視点に従って評価し、その結果を改善に結び付ける手法です。